（使用前確認を要しない場合）

第十七条　法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、廃止措置対象施設については、第五号から第七号までに掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　［略］

六　発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であって、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合

七　［略］

２　［略］

第十八条から第二十条まで　削除

（使用前確認証）

第二十一条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

第二十二条から第四十条まで　削除

四　発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時	原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査
五　工事の計画に係る全ての工事が完了した時	発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査

（使用前検査を要しない場合）

第十七条　法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

四　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　［同上］

［号を加える。］

六　［同上］

２　［同上］

第十八条　削除

（使用前検査実施要領書）

第十九条　原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十条　削除

（使用前検査合格証）

第二十一条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（試験使用の承認等の申請）

第二十二条　第十七条第一項第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地